

神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第2号

定期監査の結果について

平成26年2月27日

神奈川県後期高齢者医療広域連合

監査委員 森 高 繁

監査委員 粕 谷 葉 子

地方自治法第199条第4項の規定に基づく検査を執行した結果は次のとおりです。

1 監査の期日

平成26年1月24日

2 監査の対象

平成24年4月1日から平成25年9月30日までに執行された平成24年度上・下期分及び平成25年度上期分の財務に関する事務。ただし、平成24年度定期監査対象分を除く。

3 監査の結果

別紙のとおり

平成24年度上・下期
平成25年度上期分

神奈川県後期高齢者医療広域連合
定期監査 結果報告書

神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員

結 果 報 告 書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定による監査）

2 監査実施年月日

平成26年1月24日

3 準備監査期間

平成25年10月1日から平成25年12月26日まで

4 監査の対象

平成24年4月1日から平成25年9月30日までに執行された平成24年度上・下期分及び平成25年度上期分の財務に関する事務。ただし、平成24年度定期監査対象分を除く。

5 監査の方法

事前に各所管より関係資料の提出を求め、関係諸帳簿の照合等を行うとともに、担当責任者への事情聴取等を実施した。

6 重点項目

今回の定期監査にあたっては、次の点に重点を置き、予算に対する実績は妥当であるか、経理事務について管理点検体制が確立され有効に機能しているか等の着眼点を定めて実施した。

- (1) 物品の管理状況
- (2) 保険財政の状況
- (3) 市町村への補助金支出に係る事項
- (4) 平成24年度末から平成25年度当初にかけての基金の財務処理
- (5) 一般競争入札の執行状況
- (6) 前回の定期監査（平成23年度及び平成24年度上半期分）において措置を求めた事項
- (7) 監査委員定例会において行った異例な支出等の通査及び平成24年度分の決算審査において監査委員が財務事務の見直し等を求めた場合における当該事項

7 平成24年度決算状況及び平成25年度予算執行状況

1) 平成24年度決算状況

(1) 歳入

(単位：円・%)

区分	予算現額 A	調定額 B	収入額 C	予算との差 C - A	収入率 C / A
一般会計	2,601,165,000	2,649,598,359	2,649,598,359	48,433,359	101.9
特別会計	686,187,776,000	675,906,832,876	675,906,719,531	△10,281,056,469	98.5

(2) 歳出

(単位：円・%)

区分	予算現額 A	支出負担行為額	支出済額 B	不用額 A - B	執行率 B / A
一般会計	2,601,165,000	2,341,563,034	2,341,563,034	259,601,966	90.0
特別会計	686,187,776,000	667,902,533,892	667,902,533,892	18,285,242,108	97.3

2) 平成25年度予算執行状況 (平成25年9月30日現在)

(1) 歳入

(単位：円・%)

区分	予算現額 A	調定額 B	収入額 C	予算との差 C - A	収入率 C / A
一般会計	1,984,050,000	1,420,614,861	1,044,101,655	△939,948,345	52.6
特別会計	730,817,250,000	385,026,934,390	378,143,733,262	△352,673,516,738	51.7

(2) 歳出

(単位：円・%)

区分	予算現額 A	支出負担行為額	支出済額 B	不用額 A - B	執行率 B / A
一般会計	1,984,050,000	1,175,083,545	525,479,719	1,458,570,281	26.5
特別会計	730,817,250,000	723,711,442,081	289,178,832,319	441,638,417,681	39.6

※ 比率 (%) は、小数点以下第2位を四捨五入した。

8 監査の結果

今回の監査対象期間は、平成24年度及び平成25年4月から9月までである。ただし、平成24年度定期監査対象分は除いている。

今回の定期監査においては事業全般に係る財務事務を監査したが、法令等を遵守し、目的に従って概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

特に平成24年8月に実施された被保険者証の一斉更新の際には、その有効期限を4年間から2年間に変更し、また、更新に伴う費用を平準化するため、財政調整基金を設置するなど、安定した財政運営に向けた取り組みは評価できる。

また、前回の定期監査において措置を求めた事項については、すべて改善されていることが確認できた。

一方、財務事務の一部に改善や検討が必要と認める事項もあり、これらの中には準備監査の時点で、すでに改善に向け着手している事項もあったが、速やかに適切な措置を講じる必要がある。

1) 前回の定期監査において措置を求めた事項

(1) 神奈川県財政安定化基金への拠出金の算定について

神奈川県が設置している財政安定化基金への拠出金の算定において、本来は療養給付費の見込額を「前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令」に基づき特定期間（平成24年度及び平成25年度）の合算額の1/2で算出するべきであったが、本広域連合の平成24年度当初予算においては、単年度（平成24年度）で算出したことから、神奈川県の予算額が広域連合の予算額を上回り、不足額について補正予算を組むこととなった。平成25年度からは当初予算の段階で計算方法を見直し、同様の事態が生じないように処理をするよう求めた。

その後の状況を確認したところ、平成25年度分については政令に基づき算定することで、適切な予算措置がされていることが確認できた。

(2) 予定価格の設定について

一般競争入札において、落札金額と予定価格が同一になっている案件や、入札最低金額が予定価格を大幅に上回ったことにより入札不調となっている案件が見受けられたことから、見積書を複数の業者から徴するなど、適切な予定価格の設定を行うよう求めた。

その後の状況を確認したところ、契約事務説明会での周知の徹底及び契約事務マニュアルの改訂等の対策が行われ、適切な予定価格が設定されたことにより、指摘事例のような案件が生じなかったことが確認できた。

2) 措置を求める事項

(1) 物品の管理について

神奈川県後期高齢者医療広域連合物品管理規則第3条第1項及び第2項によると、各課の課長、係長はそれぞれ物品出納員、物品取扱員に充てられており、同規則第9条によると物品出納員は物品取扱員をして物品出納簿を備えて備品の出納の記録を行わなければならないとされている。

しかし、物品出納簿を確認したところ、すべての備品を総務課が管理しており、同規則第5条に基づく保管する物品及び帳簿の引継ぎ、事務引継書の作成、会計管理者への報告も総務課のみが行っていた。

そこでさらに広域連合事務局に確認したところ、これらの備品はすべて総務課が受け入れたものであることが判明した。備品を良好な状態で出納及び使用するためには、その管理は実際に使用する課が行うべきであり、総務課による受け入れ後には同規則第12条第1項ただし書きに基づく保管転換及び寄託を行うべきであった。

今後、広域連合が保有するすべての備品について使用状況を確認し、その使用状況に基づいた保管転換及び寄託を行うこと。また、保管転換及び寄託に基づいた物品出納簿を備えること。

(2) 支出負担行為の遅延について

支出負担行為について伝票を確認したところ、支出負担行為を行ったとされる日に比べ、伝票に付随する番号が支出負担行為として整理する時期より明らかに後に発番されているものがあった。

そこで広域連合事務局に確認したところ、半数以上は契約の相手方の責による事務遅延が原因であったものの、残りは職員が支出負担行為を失念していたことによる事務遅延であることが判明した。

今後は、事務引継の徹底や事務マニュアルの作成・更新など、組織的な対策を行い、同様の事態が生じないよう適切な支出事務を行うこと。

その他、軽微な指摘事項等があったが、その都度関係者に是正させ、事務処理の改善について指導した。